

## 郵便等による不在者投票における 投票用紙及び投票用封筒の請求書

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により、令和 5 年 9 月 3 日執行の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第 59 条の 4 第 1 項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

	都道 府県	郡市 区	町 村	番地
令和	年	月	日	

氏 名

一関市選挙管理委員会委員長 様

- 備 考
- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
  - 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載してください。
  - 3 郵便等投票証明書を必ず提示してください。
  - 4 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第 59 条の 4 第 3 項の申請（引き続き都道府県内に住所を有することの確認の申請）をする場合は、氏名の上に「引続居住」と記載してください。
  - 5 投票用紙等の請求をしない選挙がある場合には、不要部分（請求しない選挙の名称）を消してください。

(注) 下記の欄には記載しないでください。

決 裁	委員長	書記(長)	書	記	担当者	名 簿 対 照		
					月 日	第 投票区	第 分冊	登 録 番 号 第 号